

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学		
件名	東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
(1) 改正理由					
<p>令和4年11月30日付の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第159号）及び令和4年12月28日付の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第175号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものである。</p>					
(2) 改正内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・第7条の次に、安全計画の策定等に係る規定及び自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定を新規で追加する。 ・第13条の次に、業務継続計画の策定等に関する規定を新規で追加する。 ・第14条の第2項に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練の実施に係る規定を追加する。 					
(3) 施行日					
令和5年4月1日					
(4) 影響及び効果					
放課後児童健全育成事業を利用している児童の心身ともに健やかな育成を図ることができる。					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
(1) 文書課において審査済み。					
(2) 令和5年1月27日開催の教育委員会定例会において報告済み。					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。